

令和 6 年 5 月

第 11 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名

欠席委員 2 名

議席	氏 名	出欠
6	船 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	陣 山 誠 之	欠
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	欠
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	村 上 和 昌	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 41 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 43 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第 44 号	令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
報告第 7 号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 11 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。 会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 －委員・事務局朗読－ それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 41 号から議案第 44 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 41 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 5 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■ ■■ 以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
大田委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示、大字稻童■■■■、田、1,054 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	次に、稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。
川本委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示、大字上稗田■■■■、田、661 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示、大字福丸■■■■、田、768 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■

会長	■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 41 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 42 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 5 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■■。以下 5 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に行橋地区 2 件のうち、地区番号 1 について審議し、行橋地区の地区番号 2、及び他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、行橋地区の地区番号 1 についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により吉村委員の退室を求めます。 ー吉村委員退室ー
会長 船津委員	行橋地区の地区番号 1 について地区委員より報告願います。 行橋地区 2 件のうち 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は行事二丁目■■■■■、田、401 m²、外 1 筆、計 1,572 m²。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 2 棟 457.41 m²、駐車場 337.50 m²、その他 777.09 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。

会長	報告が終わりました。行橋地区の地区番号 1 についてご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。行橋地区の地区番号 1 について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、吉村委員の入室を求めます。
	－吉村委員入室－
会長	次に、行橋地区の地区番号 2 について地区委員より報告願います。
船津委員	報告します。地区番号 2 番。申請人は北九州市■■■■■、■■■■■ ■■■さんです。土地の表示は行事七丁目■■■■■、田、1,846 m ² 、外 1 筆、計 2,921 m ² 。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんと、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲 14 区画 2,459.33 m ² 、道路水路 455.41 m ² 、その他 6.26 m ² 。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。宅地免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。
会長	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
大田委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は大字道場寺■■■■■、畑、163 m ² 、計画に既存宅地 889.4 m ² 含みます。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 115.35 m ² 、その他 937.05 m ² 。資金計画は自己資金及び借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、JR 新田原駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。
会長	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。
繁永委員	今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は北九州市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は大字大野井■■■■■、畑、1,420 m ² 、外 1 筆、計 2,554 m ² 。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由は、売買で

会長 村上委員	所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 3 棟 764.01 m²、駐車場 500 m²、その他 1,289.99 m²。資金計画は借入金で、実行性があり。被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。 次に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。 延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は大字中津熊■■■■、田、1,032 m²。所有者は福岡市■■■■、■■■■さんです。転用理由は売買契約で所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 470 m²、道路水路 562 m²。資金計画は自己資金で、実行性があり。被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第 42 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	ー全員挙手ー 全員賛成と認めます。よって、議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 43 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 43 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より下記の者に決定申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 5 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 2 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。

事務局	説明します。こちらは申請人より、中間管理事業を利用した賃貸借を行いたいと福岡県農業振興推進機構へ申し出があり、行橋市農業委員会としての意見を取りまとめるものです。この土地は現在進んでいます稲童土地改良事業に伴うものです。2名ともこの地域の担い手となっており、特段問題ないかと思われます。了承いただければ、行橋市長へ意見書を送付いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いします。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 43 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 43 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第 44 号、令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 44 号、令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について。令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、別紙のとおり本会の審議に附す。令和 6 年 5 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。こちらは令和 5 年度の委員さん方の活動をまとめていただき自己評価をしていただいたものに、総会での評価を付すものです。現在、総会での評価の項目に案という形で記入しております。これでよければ案を取り、総会での評価という形で市、県、農業会議へ報告させていただきます。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 44 号について、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 44 号、令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、適当と認め、市及び県、県農業会議に報告します。次に、報告第 7 号非農地証明書についてを議題といたします。事務局に朗読を求めます。
事務局	朗読します。報告第 7 号、非農地証明について。非農地証明の申

会長	請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和6年5月10日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。1記、申請人、■■■■、以下1件。①■■■■。土地、北泉四丁目■■■■、田、93 m²、北泉四丁目■■■■、田、429 m²。理由、当該農地は20年以上倉庫の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。
会長	朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。 ー質疑なしー 以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。10番沼口委員、11番大田委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。